

令和元年

第6回飯舘村議会臨時会会議録

自 令和元年7月22日  
至 令和元年7月22日

飯 舘 村 議 会

令和元年第6回飯館村議会臨時会会期日程

(会期1日間)

日次	月日	曜	区分	開会時刻	日 程
第1日	7. 22	月	本会議	午前11時00分	<p>開 会</p> <p>諸般の報告</p> <p>1. 会議録署名議員の指名</p> <p>2. 会期の決定</p> <p>3. 村長の提案理由の説明</p> <p>4. 議案審議</p> <p>閉 会</p>



令和元年7月22日

令和元年第6回飯舘村議会臨時会会議録（第1号）

令和元年第6回飯館村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	令和元年7月22日（月曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	令和元年7月22日 午前11時00分				
	閉議	令和元年7月22日 午後 1時44分				
心（不心） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席 8名 欠席 1名 ○ 出席 △ 欠席 × 不心招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	△	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	6番 渡邊 計		7番 佐藤八郎		9番 相良 弘	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 高橋由香		書記 草野健太郎	
地方自治法の 第121条のた めの出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	石井秀徳	○
	健康福祉課長	細川 亨	○	復興対策課長	村山宏行	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育課長	三瓶 真	○
	教育長	遠藤 哲	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	生涯学習課長	藤井一彦	△	農業委員会 会長	菅野啓一	△
	農業委員会 会長	山田敬行	○	選挙管理委員 会長	伊東 利	○
	選挙管理委員 書記	高橋正文	○			
議事日程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和元年7月22日(月)午前11時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第60号 令和元年度飯舘村一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 5 議案第61号 令和元年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 6 議案第62号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第63号 福島再生加速化交付金事業 飯舘村簡易水道監視設備等整備工事請負契約について
- 日程第 8 議案第64号 大師堂住宅団地敷地造成工事請負契約について
- 日程第 9 議案第65号 土地の取得について
- 日程第10 議案第66号 飯舘村消防団小型ポンプ付積載車の取得について
- 日程第11 議案第67号 第1号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更について
- 日程第12 議案第68号 第2号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更について
- 日程第13 議案第69号 第3号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更について
- 日程第14 議案第70号 第4号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更について
- 日程第15 議案第71号 第5号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更について
- 日程第16 議案第72号 第6号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更について
- 日程第17 議員派遣の件

## 会 議 の 経 過

### ◎開会の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員8名、定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第6回飯舘村議会臨時会を開会します。

（午前11時00分）

### ◎開議の宣告

議長（菅野新一君） これから本日の会議を開きます。

### ◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野正行君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、予算案件2件、条例案件1件、その他案件10件、計13件であります。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況であります。総務文教常任委員会が7月11日に所管事務調査のため開催されております。

次に、閉会中の特別委員会の活動状況であります。広報編集特別委員会が7月19日に広報編集のため開催されております。

次に、議会運営委員会が本日、本臨時会の会期、日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣状況についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から、令和元年5月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

次に、高橋和幸議員から、体調不良のため本臨時会欠席の申し出がありました。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、6番 渡邊 計君、7番 佐藤八郎君、9番 相良 弘君を指名します。

### ◎日程第2、会期決定の件

議長（菅野新一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

### ◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第3、村長提出の議案第60号から議案第72号を一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日、ここに第6回飯舘村議会臨時会を招集をいたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、本日の臨時会は、大師堂住宅団地敷地造成工事や簡易水道監視設備等整備工事等の入札が終わりまして仮契約を結びましたので、一般会計及び各特別会計補正予算とあわせましてご承認をいただきたく招集をさせていただいたものでございます。

それでは、提出いたしました議案についてご説明をいたします。

議案第60号は、令和元年度飯舘村一般会計補正予算（第3号）であります。これまでの予算に2,674万3,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を152億2,452万2,000円といたしました。

主な内容であります。総務費の総務管理費に1,417万6,000円、土木費の道路橋梁費に853万2,000円、教育費の小学校費に226万6,000円などを追加をしたところでございます。この財源は、県支出金、基金繰入金、繰越金などを充てているところであります。

議案第61号は、令和元年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。これまでの予算に431万5,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を3億8,710万3,000円としたところでございます。

議案第62号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。これは、公職選挙法の一部を改正する法律等の改正によりまして、投票管理者の1日当たりの報酬等を改めるものでございます。

議案第63号は、福島再生加速化交付金事業 飯舘村簡易水道監視設備等整備工事請負契約についてでございます。7月5日に8社による指名競争入札を行った結果、荏原実業株式会社東北営業所が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものでございます。なお、契約金額は3億2,184万円であります。

議案第64号は、大師堂住宅団地敷地造成工事請負契約についてであります。これも、7月5日に7社による指名競争入札を行った結果、関場建設株式会社が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものでございます。契約金額は1億422万円であります。

議案第65号は、土地の取得です。7月17日にライスセンター及び貯蔵施設建設予定地の用地買収がまとまりまして、仮契約を結びましたので、その土地取得について議決を求めるものでございます。なお、取得金額は1,186万2,000円であります。

議案第66号は、飯舘村消防団小型ポンプ付積載車の取得についてでございます。7月5日に5社による指名競争入札を行った結果、福島消防資材株式会社が落札いたしましたので、その物品購入契約について議決を求めるものでございます。契約金額は2,484万7,607円であります。

議案第67号は、第1号村道舗装機能回復工事請負契約の変更についてでございます。4月26日付で庄司建設工業株式会社と工事請負契約を結んで工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、施工延長等の変更により、当初の工事請負額から555万8,760円を減



額する請負契約の変更について議決を求めるものでございます。なお、変更後の金額であります。2億6,768万1,240円であります。

議案第68号も、第2号村道舗装機能回復工事請負契約の変更であります。同じ4月26日、関場建設株式会社と工事請負契約を結んで工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、施工延長等の変更により、当初の工事請負額から580万8,240円減額する請負契約の変更について議決を求めるものでございます。変更後の金額であります。8,167万1,760円あります。

議案第69号は、第3号村道舗装機能回復工事請負契約の変更についてであります。同じ4月26日付で庄司建設工業株式会社と工事請負契約を結んで工事を進めてまいったわけですが、現場精査の結果、施工延長等の変更により、当初の工事請負額から80万280円減額する請負契約の変更について議決を求めるものでございます。変更後の金額であります。1億7,739万9,720円でございます。

議案第70号は、第4号村道舗装機能回復工事請負契約の変更であります。4月26日付で後藤建設工業株式会社と工事契約を結んで工事を進めてまいったわけですが、現場精査の結果、施工延長等の変更により、当初の工事請負額から193万9,680円を減額する請負契約の変更について議決を求めるものでございます。変更後の金額は6,070万320円でございます。

議案第71号は、第5号村道舗装機能回復工事請負契約の変更であります。同じ日付で横山建設工業株式会社と工事請負契約を結び工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、施工延長等の変更により、当初の工事請負額から295万5,960円を減額する請負契約の変更について議決を求めるものであります。なお、変更後の契約金額は5,903万6,040円あります。

議案第72号は、第6号村道舗装機能回復工事請負契約の変更についてであります。4月26日付で滝建設工業株式会社と工事請負契約を結び工事を進めてまいりましたが、これも現場精査の結果、施工延長等の変更により、当初の工事請負額から169万6,680円減額する請負契約の変更について議会の議決を求めるものであります。なお、変更後の契約金額は7,757万5,320円でございます。

以上が、本日提出いたしました議案の概要でございます。どうぞよろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案についての説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前11時13分）

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 議案調査並びに喫飯のため、引き続き休憩します。

再開は13時10分とします。

（午前11時32分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

◎日程第4、議案第60号 令和元年度飯舘村一般会計補正予算（第3号）

議長（菅野新一君） 日程第4、議案第60号令和元年度飯舘村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 歳出の13ページにおける委託料の川俣仮設小学校の樹木移植等業務部分でありますけれども、抜いた後は更地、整地、そして持ってきてパークゴルフ場に移植の予定という説明でありましたけれども、一度仮植えか仮植等で保存するのか、今の現状の中に植え込んで仕上げての委託料なのか。

あとはその下の飯舘村移住定住支援事業補助金でありますけれども、改修4件、中古2件、移住関係35件、40件ということで、前回の1,500万円、前にとってあるものが非常に見込みとして不足するということですが、その根拠といいますか、どういう部分が今、1,500万円使ってやっていた中で、どのような成果があつて不足見込みというふうに見られるのか伺っておきたいと思えます。

あと、佐須大倉線の落石、1回目は発注済みということですが、その金額は幾らだったのでしょうか。業者名と。

あと、9節の普通旅費、奈良との子供交流云々ありましたけれども、この親子5組というのは、同じ方なのでしょうか、新たに募集する親子なのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） まず1点目の樹木移植等業務ということで、抜いてそのまま植栽する場所に植えるのかということですが、現在担当課と植える場所の協議を進めておまして、仮植はしないで、本来植える場所に仕上げるという見込みをしております。

2点目の移住の内容と成果ということでありますが、当初予算をとっておりましたものの残が現在180万円程度になっております。先ほど説明した今後見込まれるものが、引越し費用が20件、家賃補助が8件、住宅修繕が4件、空き家購入が2件、就農・起業支援が6件ということで計40件で1,530万円。差額を今回1,340万円の補正をお願いしているものでございます。

成果ということでございますが、7月1日現在、昨年からになります、40世帯で53名の方が移住されてきていると。いろいろ内容は違いますが、農業に取り組んでいる方もおりますし、いろいろな新しい仕事に取り組もうとしている方もございますので、一定の成果といいますか、この事業の成果はあるというような考えをしております。

以上でございます。

建設課長（高橋祐一君） 佐須大倉線の2回目の工事ということで今回出しておりますが、1回目の工事につきましては、内容を調べてからの報告にさせていただきたいと思えます。

教育課長（三瓶 真君） ご質問の、奈良の子供たちは同じ方か新たにかというご質問であります、今般、5組10名につきましては、新たに公募をいたしまして希望者を募る予定でございます。

以上です。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

6番（渡邊 計君） 13ページの飯舘村移住定住支援事業ですけれども、これのおかえりなさい補助金は1件20万円ということはわかるんですが、改修あるいは中古物件を求める際の補助金とか、こういうものの内訳はどのくらいになっているのか。

それともう一つは、15ページ、監視カメラ設置工事。これは設置する場所と台数、どうなっているのかお伺いします。

総務課長（高橋正文君） 移住対策の補助金の見込みの額ですが、住宅修繕については1件100万円で4件で400万円ほど見込んでおります。空き家の購入については2件で300万円で、1件当たり150万円の補助金を見込んでおります。

あともう一点、監視カメラの設置工事でございますが、これはスポーツ公園の管理棟にあります。先般からあそこの中にフィットネススペースを設けております。このフィットネススペースというのは、基本、自己管理ということになっておりますので、そこで職員がつかないで活動しておりますので、安全面であるとか防犯面のために、ここのフィットネススペースに監視カメラを1基設置したいという内容であります。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

建設課長（高橋祐一君） 先ほどののり面工事の件であります。第1回目の工事につきましては金額で297万円、みどり環境建設株式会社のほうで落札をしております。工事内容については、6メートルで120平米ほどという形になっております。

前回と今回で違うのは、前回については既設のネットがあったところの補修と、今回については全くなかったところの工事というふうな形になっております。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第61号 令和元年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（菅野新一君） 日程第5、議案第61号令和元年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第62号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第6、議案第62号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

2番(長正利一君) この特別職の改正の件でございますけれども、これは昭和31年の10月10日、飯館村条例第9条の部分を今度改正するよということでございます。この当時については非常に金額、高い安いから見ればまあまあの日当、報酬なのかなというふうに思っています。今回改正しようとするものが100円から200円だということになれば、今の時代に余り即しないのではないかとこのように思っています。各区長から、期日前投票にしても当番制で出る。私、1日も拘束されて、世の仕事とは違う部分で、そう重要になる部分も少ない中では大変な仕事かなというふうに理解していますけれども、わからない中で聞きますけれども、これは全国例えば統一されている単価なのか、それとも各市町村で独自に決めて算出しているものか、まずその1点と、もし村独自であればもう少し考える余地はあってもいいのかなというふうに思いますけれども、この2点についてお願いします。

総務課長(高橋正文君) この報酬につきましては、結論から申し上げますと公職選挙法によるもので、全国統一の額ということであります。先ほど議員おっしゃった、昭和31年の当時の額はこの額ではないです。その実情に合わせて昭和31年からその当時の値段で改正を重ねてきたということで、直近の改正前がこの金額ということで、今回100円から200円上げるという改定でございます。

2番(長正利一君) その直近の、改正前の直近の年度を教えてください。

総務課長(高橋正文君) ちょっと直近の改正年の資料を持っていませんので、後でお答えさせていただきます。

議長(菅野新一君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) これで質疑を終わります。

◎休憩の宣告

議長(菅野新一君) 暫時休憩します。

(午後1時22分)

◎再開の宣告

議長(菅野新一君) 再開します。

(午後1時22分)

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第63号 福島再生加速化交付金事業 飯舘村簡易水道監視設備等整備工事請負契約について

議長（菅野新一君） 日程第7、議案第63号福島再生加速化交付金事業 飯舘村簡易水道監視設備等整備工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 議案の説明資料によりますと、工事概要の1番目に放射能測定施設というふうにありますけれども、これはどんなものなんでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） これにつきましては、ゲルマニウム半導体の放射線の測定器ということで設置を考えております。このとおり滝下1カ所という形になっておりますが、当初の計画では全施設に設置の計画でありましたが、高額なものでありまして、後のメンテナンスを考えながら、滝下に1カ所設置して、そこに各浄水場から、毎日見回りしていますので、浄水場から浄水を持ち込みまして、それで1カ所でそれぞれの放射線量をはかるというふうな装置になっております。

7番（佐藤八郎君） そうしますと、ゲルマニウム半導体の測定器をつけて、それは建物内か、何かで囲うということなのか、今の建物の中に無理やり入れるのか、どんなふうになりますか。

建設課長（高橋祐一君） 現在の建物の中にはセットできるスペースはありませんので、プレハブ等で外部の放射線の影響のないような形で新たに設置するような考えでおります。

7番（佐藤八郎君） 遮蔽可能な建物を建ててやるということになると、鉛とか、水が常に回るような建物とか、どんなものが考えられるんでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） いろいろ業者と相談した中では、コンテナ的な建物の中で測定できると。外部の放射線量の影響をなくすことができるという形で、そのような建物で考えております。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第64号 大師堂住宅団地敷地造成工事請負契約について

議長（菅野新一君） 日程第8、議案第64号大師堂住宅団地敷地造成工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） この場所は原発事故前から造成工事といえますか、分譲住宅地といえますか、計画あったんですけれども、そのこととの関連では全く別な造成工事、造成された中での建設になるというふうに考えたほうがいいのか、前の造成した分は全額のお金かけ損という形になるのでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 議員お察しのとおり、震災当時、工事をやっておりました。その中で、まだ工事は完全に終わってはいなかったんですが、現地を荒らしておくことはできないということで、とりあえずの形で整地をしてあるというふうな形になっております。ですから今回については、その当時から地盤が悪いということはわかっておりましたが、全ての地盤改良まではやっていなかったと。その分の不足している部分を今回地盤改良等も含めて建築する。あとは土どめをするというふうな工事で考えております。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

6番（渡邊 計君） この場所の上屋の契約は前の議会で契約されているわけですが、普通であれば造成、上屋同時、あるいは造成のほうが先に契約するはずなんですが、今回どうしてこの造成のほうがおくれたのか、その内容をお聞かせください。

建設課長（高橋祐一君） 本来であれば同時発注とか造成工事が先行するというふうな流れになりますが、この造成工事に関しては、先ほどお話ししましたように地盤がかなり悪いというふうなことで土どめの選定をいろいろ検討しておりました。そういう意味で、その積算、設計等にちょっと時間を要しました。建築のほうについては、ある程度地盤改良的な部分、あとは当然仮設住宅の移設という形から設計のほうはある程度まとまっていたわけで、建築のほうの工事の工程、期間を考えると、建築を早く発注して資材の確保とか工期の確保というのを優先させていただいたということです。その際には、造成工事と建築工事で不都合がないかというふうなことも検討した中で、建築工事を先行してもできるというふうなことからこういう順番になってしまいました。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第65号 土地の取得について

議長(菅野新一君) 日程第9、議案第65号土地の取得についてを議題とします。

これから質疑を行います。

7番(佐藤八郎君) 3名の方が協力して土地を売ってくれるということなのですが、その取得金額に対する減免措置はあるのでしょうか、減税措置。

復興対策課長(村山宏行君) 取得に関する税の減免措置ということではありますが、ありません。

7番(佐藤八郎君) 深谷地区の復興拠点のときは、減税というか減免措置がとられるという流れで、私が出ていた間の説明はそうだったんですけども、その後はなくなったんですか。

総務課長(高橋正文君) 確かに深谷の復興拠点の用地取得については、平米単価に譲渡所得分等を上乘せして購入したという経緯がございます。ただ、民税関係は深谷の土地の購入にも考慮していないと。民税のほうは課税になっていたということでもあります。ただ、この深谷については、村の復興拠点として進めたということでもありますので、その辺で税の面を考慮したということがございます。あと、いろいろ村のほうで買収、土地の取得を進めておりますが、その他の地区については単価の設定の相談だけで、税のほうは考慮はしていないというのが現状でございます。

議長(菅野新一君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第66号 飯舘村消防団小型ポンプ付積載車の取得について

議長(菅野新一君) 日程第10、議案第66号飯舘村消防団小型ポンプ付積載車の取得についてを議題とします。

これから質疑を行います。

6番(渡邊 計君) 先ほど入札3回行われたということなのですが、なぜ入札3回になったのかと、それとこの落札率100%は関連しているのかどうかお聞きします。

総務課長(高橋正文君) 指名競争入札で3回目で落ちたというのはそのとおりでございます。

100%との関連があるかということでございますが、関連は、何回か重ねるごとにそのパーセンテージは近づくというのにはありますが、100%というのは偶然入れた金額が100%だったということでございます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

6番（渡邊 計君） 今の入札3回というのは、オーバーだったために3回だったのか、それとも余りにも低過ぎたために3回だったのか。

総務課長（高橋正文君） 予定価格に達しないための3回目の入札を行ったということでございます。オーバーだったということでございます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第67号 第1号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更について

議長（菅野新一君） 日程第11、議案第67号第1号村道舗装機能回復工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

6番（渡邊 計君） 67号から72号まで全て変更なんですけれども、現地精査との差が出たということですが、設計段階と現地精査の違いというのは何が原因でこういう結果になったんでしょう。

建設課長（高橋祐一君） 今回の変更は、当初の調査をやっています。まず路面調査をやりまして、路面調査は車に搭載された高性能のカメラで路面の調査をしていくと。それにあわせて延長もある程度の延長をはかっていくというところで、その調査によって舗装の修繕可能な場所、できない場所という判断をしております。それは、始点終点はもう限られております。その中で車で走るといふ部分で、今度工事に入りますと、実際現場のほうにしっかりとセンターを打ちまして、しっかりとした距離をはかっていきます。そうすると、その分の差がこういう形で延長の差として出てきております。

それと面積に関しましては、調査の段階ではあくまでも路面の調査ということで、こちらのほうの生活環境整備を使っておりまして、村では台帳でちゃんと管理しているんでしょうというふうなことから、台帳のほうの幅員を使いながら、それで面積を出してきたというところで発注をしております。その差がですね、やっぱり台帳と現場の差があったというところで、今回は減額になったというふうな形になっております。

7番（佐藤八郎君） 今も説明あったんですけれども、現場精査したら舗装工事や幅がふえた



り減ったりしたということで、最終的なものからすればこの減額になるんだというのが実態だということで、今回精査した結果を出したというのが67号以降の案件全てそういう流れだということですか。

建設課長(高橋祐一君) 大きな工事の変更については、以下のような流れになっております。

(ただ、1カ所だけ、議案の69号の第3号ですか、第3号につきましては、工事の内容としてはバックホーで舗装面を剥がして、剥がした上に路盤改良をして舗装するというふうな形になっておりますが、現場はオーバーレイがしてありまして、舗装が10センチぐらいあったところなんです。そこについては、通常10センチ取っちゃうという形になれば、当然掘削量もふえるし処分量もふえてくるという部分もあるものですから、削岩機ということで削る機械ですね、削る機械のほうで5センチ部分を削って5センチをかけるというふうな工法に変更したことによって、その分が若干ふえているという形になってはおります。それをすることによって、その下の路盤が、舗装を使った形で路盤改良して強固な路盤をつくっているというふうな結果になるかというふうに思います。)

議長(菅野新一君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第68号 第2号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更について

議長(菅野新一君) 日程第12、議案第68号第2号村道舗装機能回復工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第69号 第3号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更について

議長(菅野新一君) 日程第13、議案第69号第3号村道舗装機能回復工事請負契約の変更につ

いてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第70号 第4号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更について

議長(菅野新一君) 日程第14、議案第70号第4号村道舗装機能回復工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第71号 第5号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更について

議長(菅野新一君) 日程第15、議案第71号第5号村道舗装機能回復工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第72号 第6号 村道舗装機能回復工事請負契約の変更について

議長（菅野新一君） 日程第16、議案第72号第6号村道舗装機能回復工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17、議員派遣の件

議長（菅野新一君） 日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

議長（菅野新一君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第6回飯舘村議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまです。

（午後1時44分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年7月22日

飯 舘 村 議 会 議 長

菅野 新一

同 会議録署名議員

渡邊 計

同 会議録署名議員

佐藤 八郎

同 会議録署名議員

相良 弘